3‖　市町村の「消防費」に係る経常態容補正係数は、次の算式によつて算定した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

B ／（A × 11.4）

算式の符号

［略］

B　合併関係市町村（旧市町村の合併の特例に関する法律（昭和 40 年法律第 6 号。以下「合併特例法」という。）第 2 条第 3 項又は市町村の合併の特例に関する法律（平成 16 年法律第 59 号。以下「合併新法」という。）第 2 条第 3 項の市町村をいう。以下同じ。）（新市町村の市町村役場が所在する合併関係市町村を除く。）ごとに次の算式によつて算定した額の合算額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

額」という。）を法定普通税調定済額（同表の表側「1.法定普通税」、表頭「調定済額　合計」欄の数から同表の表側「1.法定普通税」、表頭「調定済額　Cのうち標準税率超過調定額」欄の数を控除した数をいう。）と軽油引取税調定済額（同表の表側「3.軽油引取税」、表頭「調定済額　合計」欄の数をいう。）を合算した額から道府県民税利子割調定済額（同表の表側「(オ)利子割」、表頭「調定済額　合計」欄の数をいう。）、地方消費税調定済額（同表の表側「(3)地方消費税」、表頭「調定済額　合計」欄の数をいう。）、道府県たばこ税調定済額（同表の表側「(5)道府県たばこ税」、表頭「調定済額　合計」欄の数をいう。）、自動車取得税調定済額（同表の表側「(7)自動車取得税」、表頭「調定済額　合計」欄の数をいう。）及び固定資産税調定済額（同表の表側「(11)固定資産税（特例）」、表頭「調定済額　合計」欄の数をいう。）を控除した額（以下この項において「調定済額」という。）で除して得た率に 100 を乗じて得た率（小数点以下 1 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

b　前 5 年度の収入済額を前 5 年度の調定済額で除して得た率に 100 を乗じて得た率（小数点以下 1 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

c　前 4 年度の収入済額を前 4 年度の調定済額で除して得た率に 100 を乗じて得た率（小数点以下 1 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

d　前 3 年度の収入済額を前 3 年度の調定済額で除して得た率に 100 を乗じて得た率（小数点以下 1 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

B　次の算式によつて算定した率（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

（a － 98.0）× 0.5

算式の符号

a　算式の符号 A の算式の符号 a に同じ。

C　710,000 を当該都道府県の測定単位の数値に段階補正係数を乗じて得た数で除して得た数（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

4‖　市町村の「消防費」に係る経常態容補正係数は、次の算式によつて算定した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

B ／（A × 11.3）

算式の符号

［同左］

B　合併関係市町村（旧市町村の合併の特例に関する法律（昭和 40 年法律第 6 号。以下「合併特例法」という。）第 2 条第 3 項又は市町村の合併の特例に関する法律（平成 16 年法律第 59 号。以下「合併新法」という。）第 2 条第 3 項の市町村をいう。以下同じ。）（新市町村の市町村役場が所在する合併関係市町村を除く。）ごとに次の算式によつて算定した額の合算額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）